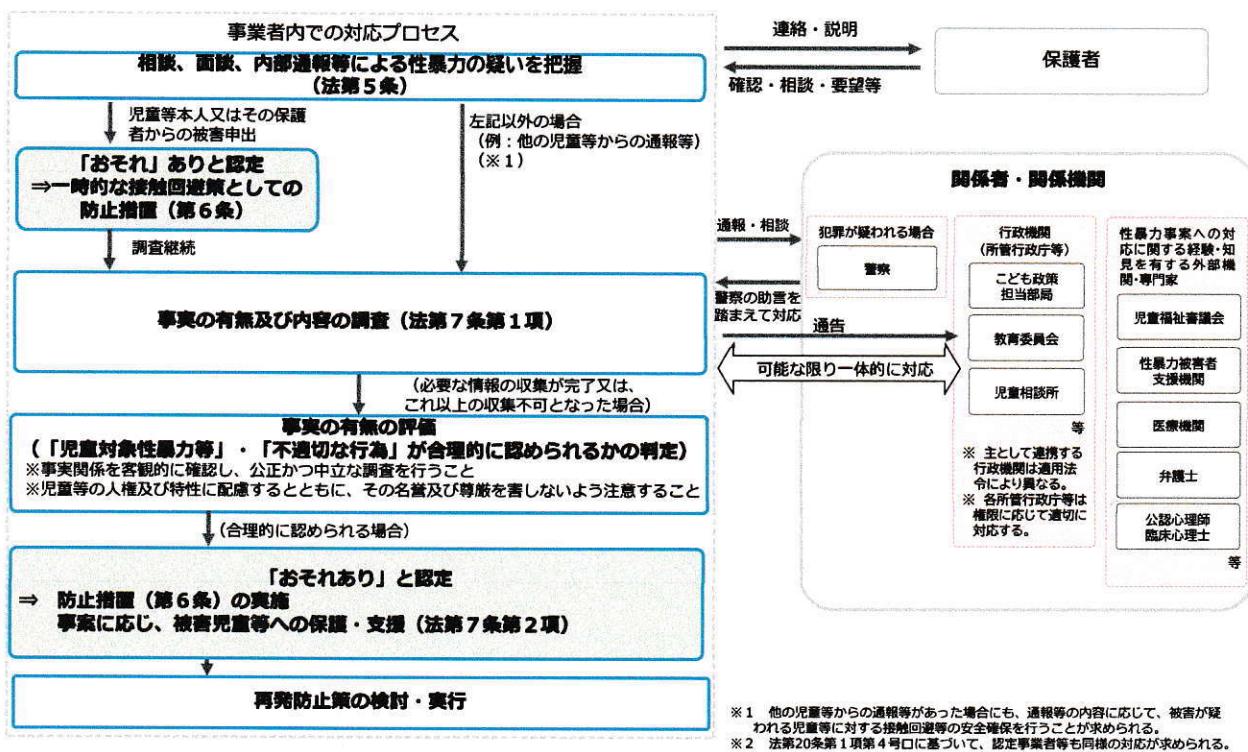


図表 65 「おそれ」の判断プロセス



### (3) 児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

- 「おそれ」の内容に応じて講じるべき防止措置の内容は、次の表のとおり。

図表 66 おそれに応じた防止措置の内容

「おそれ」の内容	防止措置の内容
(ア) 特定性犯罪事実該当者であった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当該教員等を対象業務に従事させない。 (例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者 (※) の場合は対象業務以外への配置転換等)</li> </ul>
(イ) 在籍する児童等やその保護者から、特定の教員等による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大防止のため、被害が疑われる児童等と加害が疑われる教員等の接触の回避を行う。 (例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど)</li> </ul>
(ウ) 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当該教員等を対象業務に従事させない。 (例：懲戒事由に該当する場合には、就業規則に沿った対応を行うとともに、防止措置として不十分である場合には、対象業務以外への配置転換等を講じるなど)</li> </ul>
(エ) 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な不適切な行為である場合には、(ウ)に準じた対応を行う。</li> <li>初回かつ比較的軽微なものであるような場合には、まずは、当該行為を繰り返さないよう指導する。</li> </ul>